

家庭用床暖房契約

(選択約款)

平成31年4月1日実施

島原Gエナジー株式会社

目 次

1. 目的	1
2. この選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	2
7. 料金	2
8. 延滞利息	3
9. 単位料金の調整	3
10. 割引制度 1	4
11. 割引制度 2	5
12. 設置確認	5
13. 契約の変更又は解約	6
14. その他	6
付則	7
1. 実施の期日	7
2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置	7
（別 表）	8
1. 料金及び消費税等相当額の算定方法	8
2. 料金表 1（その他期）	10
3. 料金表 2（冬期）	11
4. 料金表 3（割引制度 1）	13
5. 料金表 4（割引制度 2）	14

1. 目的

この選択約款は、床暖房の普及、及びお客さまの需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者の製造供給設備の効率的な使用を通じ、当社の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. この選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他供給条件は、変更後の選択約款によります。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「床暖房」とは、エネルギー源としてガスを使用する熱源機により、放熱器に温水を供給して床暖房を行うものをいいます。
- (2) 「家庭用高効率給湯器」(以下「高効率給湯器」といいます。)とは、エネルギー源としてガスを使用し、潜熱(ガスの燃焼により生じる水蒸気に含まれる熱エネルギーをいいます。)を回収するための熱交換器を備え、給湯熱効率が90パーセント以上である給湯器をいいます。
- (3) 「家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機」(以下「浴室暖房乾燥機」といいます。)とは、エネルギー源としてガスを使用し、熱源機により温水を供給して浴室等で暖房乾燥を行うシステムをいいます。
- (4) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。
- (5) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (6) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (7) 「単位料金」とは、9に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次のいずれかの条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- ① 専用住宅で、床暖房を使用すること。
- ② 1 需要場所におけるガスメーターの能力（ガス小売給約款及び他の選択約款（小型空調契約及び空調夏期契約に限ります。）による契約ごとにガスメーターを設置しているお客さま又はガス小売供給約款 19（1）ただし書きの規定により料金を算定しているお客さまについてはそのガスメーターの能力の合計とします。）が 10 立方メートル毎時以下の主として住居部分でガスをお使いになる併用住宅で、床暖房を使用すること。

5. 契約の締結

- （1）お客さまは、この選択約款を承諾の上、当社に使用を申し込んでいただきます。
- （2）この選択約款による契約は、当社が前項の申し込みを承諾したときに成立いたします。
- （3）当社は、この選択約款及び他の選択約款に基づく契約を解約又は一般契約への変更をされたお客さまが、同一需要場所でこの選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は一般契約への変更の日から 1 年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、解約又は一般契約への変更が、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- （4）当社は、お客さまが他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。ただし、他の選択約款への変更が、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- （5）当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものも含まれます。）の料金を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料金

- （1）当社は、別表の料金表を適用して料金を算定いたします。
- （2）当社は、料金について、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- （3）料金は、ガス小売供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して 50 日以内に支払っていただきます。
なお、支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目（以下「支払期限日」といいます。）が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。
- （4）料金適用開始日は、契約成立以後の初回定例検針日の翌日若しくは契約成立以後の初回検

針日がガス小売供給約款 13 (2) の①の場合はその検針日とします。初回定例検針日までの期間については、一般契約の料金表に基づき料金を算定いたします。ただし、当社の他の選択約款に基づく契約の解約と同時にこの選択約款を適用する場合は、当該他の選択約款の料金表に基づき料金を算定いたします。

8. 延滞利息

(1) お客さまが、支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の各号に該当する場合には延滞利息は申し受けません。

① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落としした場合

② 料金を支払期限日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合

(2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。

なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数×0.0274
パーセント (1 円未満の端数切り捨て)

(備 考)

消費税等相当額の算定方法は、別表 1 (7) のとおりといたします。

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた日以降に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

(4) 延滞利息の支払期限日は、(3) の規定に基づきあわせてお支払いいただく料金の支払期限日と同じとします。

9. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は別表 1 (8) のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金 (1 立方メートル当たり)

= 基準単位料金 + 0.083 円 × 原料価格変動額 / 100 円 × (1 + 消費税率)

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金 (1 立方メートル当たり)

= 基準単位料金 - 0.083 円 × 原料価格変動額 / 100 円 × (1 + 消費税率)

(備 考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第 3 位以下の端数は、切り捨て。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

85,350 円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表1(8)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算式）

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9423 \\ + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0620$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

10. 割引制度1

(1) 当社は、次のいずれかの条件を満たすお客さまに対し、お客さまからのお申し込みに基づき割引を適用いたします。

① 高効率給湯器割引

適用条件 定格給湯能力が60号以下の高効率給湯器を日常的にご使用の場合

② 浴室暖房乾燥機割引

適用条件 浴室暖房乾燥機を日常的にご使用の場合

③ セット割引

適用条件 ①及び②の適用条件を満たす場合

(2) 当社は、当社が割引制度1の申し込みを承諾した日以降、最初の定例検針日の翌日から割引制度1を適用いたします。なお、申し込みを承諾した日が定例検針日と同日の場合は、その翌日から適用いたします。また、申し込みの承諾が使用開始日以前に行われた場合には、使用開始日から割引制度1を適用いたします。

(3) 割引制度1の適用期間はこの選択約款に基づく契約と同一といたします。なお、この選択約款に基づく契約が終了した場合は、契約終了日をもって割引制度1も終了いたします。

- (4) 当社は、割引制度1を適用する場合、高効率給湯器割引は別表4(1)を、浴室暖房乾燥機割引は別表4(2)を、セット割引は別表4(3)を適用して割引額を算定いたします。
- (5) すでに割引制度1を適用されているお客さまが、割引種別の変更を希望される場合は、(1)の定めによるものといたします。当社は、当社が割引種別の変更の申し込みを承諾した日以降、最初の定例検針日の翌日から変更した割引種別を適用いたします。なお、申し込みを承諾した日が定例検針日と同日の場合は、その翌日から適用いたします。
- (6) お客さまが割引制度1の適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかに当社に割引制度1の適用終了を申し出ていただきます。
- (7) お客さまに割引制度1適用に関する違反があった場合((1)を満たさなくなった場合を含みます。)は、当社の通知に基づき、割引制度1の適用を終了できるものといたします。
- (8) (6)による申し出及び(7)による通知があった場合、これらが相手方に到着した日以降の最初の定例検針日をもって割引制度1の適用を終了いたします。
なお、申し出及び通知の到着日と定例検針日が同日の場合は、これらの到着日をもって割引制度1の適用を終了いたします。

11. 割引制度2

- (1) 当社は、この選択約款に基づく契約の料金が適用されている同一需要場所において、西部ガス㈱との電気の需給契約が成立しているお客さまに対して、でんき割引を適用いたしません。
- (2) 当社は、当社があらかじめ定めた日までにこの選択約款に基づく契約及び西部ガス㈱との電気の需給契約が成立している場合は、原則として、その日が属する月の翌月の定例検針日の料金算定期間の使用量に基づく料金に対してでんき割引を適用いたします。
- (3) 当社は、当社があらかじめ定めた日までにこの選択約款に基づく契約もしくは西部ガス㈱との電気の需給契約のいずれかが解約している場合は、原則として、その日が属する月の定例検針日をもってでんき割引を終了いたします。
- (4) 当社は、割引制度2を適用する場合、別表5を適用して割引額を算定いたします。

12. 設置確認

- (1) 当社は、4又は10に定める適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又はただちにこの選択約款に基づく契約を解約し、解約日以降一般契約を適用することがあります。
- (2) 床暖房を取り外すなど、4に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。なお、適用条件を満たさなくなった場合は、この選択約款に基づく契約を解約したものといたします。

13. 契約の変更又は解約

- (1) お客様のガスの使用状況に変更がある場合、又は2によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客様に契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

14. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付則

1. 実施の期日

この選択約款は、平成 31 年 4 月 1 日から実施いたします。

2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、平成 31 年 3 月 31 日まで西部ガス(株)と床暖房契約を締結していたお客さまについては、平成 31 年 4 月 1 日以降、この選択約款が適用されます。

(別 表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金表の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 「料金表 1 (その他期)」は、料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。
 - ② 「料金表 2 (冬期)」は、料金算定期間の末日が 12 月 1 日から 4 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。
- (2) 料金は、割引前料金額から割引額を差し引いたものといたします。
- (3) 割引前料金額は、基本料金と従量料金の合計額の 1 円未満の端数を切り捨てたものといたします。
- (4) 従量料金は、基準単位料金又は 9 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (5) 割引額は、割引前料金額に別表 4 及び別表 5 に定める割引率を乗じて算定し、算定結果の 1 円未満の端数を切り捨てたものといたします。ただし、割引額算定の結果が別表 4 及び別表 5 に定める割引上限額を超える場合は、割引額は割引上限額と同一といたします。また、料金算定期間の使用量が 0 立方メートルの場合は、割引額は 0 円といたします。
- (6) 10 及び 11 の割引制度を同時に適用する場合の割引額は、割引前料金額に別表 4 及び別表 5 に定める割引率を合計した率を乗じて算定し、算定結果の 1 円未満の端数を切り捨てたものといたします。ただし、割引額算定の結果が別表 4 及び別表 5 に定める割引上限額を合計した額を超える場合は、割引額は別表 4 及び別表 5 に定める割引上限額を合計した額と同一といたします。また、料金算定期間の使用量が 0 立方メートルの場合は、割引額は 0 円といたします。
- (7) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)
$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$
- (8) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 8 月から 10 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が 2 月 1 日から 2 月 28 日 (うるう年は 2 月 29 日) に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 9 月から 11 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が 3 月 1 日から 3 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 10 月から 12 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 料金表1（その他期）

（1）適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから14立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が14立方メートルを超え、24立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が24立方メートルを超える場合に適用いたします。

（2）料金表A（消費税等相当額を含みます）

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	896.40円
------------------	---------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	247.66円
------------	---------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

（3）料金表B（消費税等相当額を含みます）

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,112.40円
------------------	-----------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	232.94円
------------	---------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

（4）料金表C（消費税等相当額を含みます）

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,769.20円
------------------	-----------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	124.31円
------------	---------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表2（冬期）

（1）適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから14立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が14立方メートルを超え、29立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が29立方メートルを超え、45立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が45立方メートルを超え、99立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 使用量が99立方メートルを超える場合に適用いたします。

（2）料金表A（消費税等相当額を含みます）

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	896.40円
------------------	---------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	247.66円
------------	---------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

（3）料金表B（消費税等相当額を含みます）

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,112.40円
------------------	-----------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	232.94円
------------	---------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

（4）料金表C（消費税等相当額を含みます）

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	4,028.40円
------------------	-----------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	133.58円
------------	---------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(5) 料金表D (消費税等相当額を含みます)

① 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	4,903.20 円
--------------------	------------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	114.14 円
-------------	----------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(6) 料金表E (消費税等相当額を含みます)

① 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	5,713.20 円
--------------------	------------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	106.02 円
-------------	----------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表3 (割引制度1)

(1) 高効率給湯器割引

① 割引率

割引率	2 パーセント
-----	---------

② 割引上限額

割引上限額 (1 か月につき)	2,160 円 (消費税等相当額を含みます)
-----------------	---------------------------

(2) 浴室暖房乾燥機割引

① 割引率

割引率	5 パーセント
-----	---------

② 割引上限額

割引上限額 (1 か月につき)	2,160 円 (消費税等相当額を含みます)
-----------------	---------------------------

(3) セット割引

① 割引率

割引率	7 パーセント
-----	---------

② 割引上限額

割引上限額 (1 か月につき)	4,320 円 (消費税等相当額を含みます)
-----------------	---------------------------

5. 料金表4 (割引制度2)

でんき割引

(1) 割引率

割引率	3 パーセント
-----	---------

(2) 割引上限額

割引上限額 (1 か月につき)	1,080 円 (消費税等相当額を含みます)
-----------------	---------------------------